

平成22年3月24日 判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 畠守恵美
平成21年(ワ)第1099号建築請負代金本訴請求事件、同年(ワ)第3293号反訴請
求事件

口頭弁論終結の日 平成22年2月17日

判 決

○○県△△市

本訴原告・反訴被告（以下「原告」という。）

A

同代表者代表取締役

B

同訴訟代理人弁護士

板 橋 喜 彦

○○県△△市

本訴被告・反訴原告（以下「被告」という。）

C

同 代 表 者 取 締 役

D

同訴訟代理人弁護士

E

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金500万円及びこれに対する平成20年10月28日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告の反訴請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、被告の負担とする。
- 4 この判決は、1項につき仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判

- 1 本訴請求の趣旨
 - (1) 主文1項同旨
 - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(3) 1項につき仮執行宣言

2 本訴請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

3 反訴請求の趣旨

(1) 原告は、被告に対し、1548万7500円及びうち金985万9500円に対する平成20年9月26日から、うち金562万8000円に対する平成21年5月21日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

(3) 1項につき仮執行宣言

4 反訴請求の趣旨に対する答弁

(1) 被告の反訴請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、ナイトクラブのリフォーム工事の依頼を受けた原告が、工事が完成したとして残代金の支払を求めたところ、被告が工事の完成を争い、未完工事部分及び当該工事前になされた別店舗のリフォーム工事の瑕疵について、債務不履行であるとして、反訴においてその損害の賠償を求めた事案である。

1 前提事実（証拠摘示ない事実は当事者間に争いがない事実である。）

(1) 当事者

ア 原告は、住宅の増改築、建替、住宅リフォーム及び室内空間の装飾における企画・立案及び実施等を目的とした株式会社である。

イ 被告は、飲食店業、バー・キャバレー・ナイトクラブの経営等を目的とするいわゆる特例有限会社である。被告は、住所地のFビル3階においてナイトクラブ「I店」（以下「I店」という。）を経営し、同ビ

ル4階において「 J店 (J店)」(以下「本件店舗」という。)を経営している。

(2) I店 のリフォーム契約

被告と原告は、被告を発注者、原告を請負人として、平成19年5月ころ、I店 のリフォーム工事に関する請負契約(以下「 I店 請負契約」という。)を締結し、原告は被告に対し、同月9日、リフォームを完成させて引き渡した。

(3) 本件店舗の請負契約の締結

ア 原告は、被告との間で、平成20年7月ころから、本件店舗のリフォームについて詳細に打ち合わせを繰り返し、同年9月3日、被告を発注者、原告を請負人として次の内容の請負契約を締結し(以下「本件請負契約」といい、本件請負契約にかかる工事を「本件工事」という。)，被告は原告に対し、同日、250万円を支払った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (ア) 工事内容 | 本件店舗リフォーム工事 |
| (イ) 工事代金 | 750万円 |
| (ウ) 工事代金支払方法 | 契約時250万円、完成時500万円 |

イ 工事内容明細は次のとおりであった。(甲2の①、弁論の全趣旨)

- | |
|---------------------------------------|
| (ア) 仮設工事 |
| (イ) 解体撤去工事 |
| (ウ) 木工事(壁面木パネル張り、パーテーションを含む。) |
| (エ) 塗装工事(木部・天井塗装 オイルステン塗装及びオイルペイント塗装) |
| (オ) クロス工事 |
| (カ) カーペット工事 |
| (キ) 鏡工事 |
| (ク) ガラス工事 |

- (イ) 建具工事
- (ロ) 電気工事
- (ハ) 照明器具工事
- (シ) ルームクリーニング
- (ス) その他工事
- (セ) ダイノックシート張り工事

(3) 工事中のトラブル

原告は、平成20年9月4日に工事を開始したが、同月16日、本件工事現場にあったピアノの屋根上に電気工事業者が照明器具を置いたことにより、ピアノに対するその後の対応を巡り、原告と被告はトラブルとなった。

(4) 請負工事代金の支払請求と未履行

原告は、平成20年10月25日、被告に対し、本件工事の残代金500万円の支払を請求し、同請求書は、同月27日、被告に到達した。しかし、被告は、本件工事が未完成であると主張し、その支払いを拒否した。

2 争点

- (1) 本件工事の完成の成否
- (2) 原告は本件工事中にピアノを損傷したか。
- (3) I店 請負契約に基づく瑕疵及び原告の責任の有無
- (4) 原告の債務不履行に基づく被告の損害額

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)

(被告)

ア 原告と被告とは、本件請負契約を締結した際に、同契約書約款により、原告による工事が終了した際には、被告が目的物の完了確認することを合意した。

そして、リフォーム工事が完成したか否かは、その契約内容に即して判

断すべきであり、被告は原告に対し、本件請負契約締結前に、本件店舗は、I店よりも高級感のあるクラブとして、工事完了後営業を開始しようと考えている旨説明しており、原告もこれを了解していたのであるから、本件店舗の「完了確認」には、被告が要望する「高級クラブに相応しい高級感・質感を醸し出すまでの水準で工事を完了することができたか」及び「風営法の許可を取得できるレベルの工事を行っているか」を確認する必要がある。被告による完了確認は、この確認の意味が含まれるのであるから、被告が「完了確認」をしない限り、原告による工事は「完成」していない。

イ 被告の取締役 D (以下「D」という。) が、原告から平成20年9月25日に「工事を終了させた」との連絡を受けた後に、本件工事の状況を見分したところ、次の①ないし④について「未完成」部分を確認した。そのため、Dは、このままでは本件店舗で営業することはできないと判断し、本件工事は「未完成」であるとして「完了確認」しなかった。

① ルームクリーニング及び解体撤去工事未了

平成20年9月25日の時点で、本件店舗内に廃材やガラ、くずが放置されているなど「ルームクリーニング」「撤去工事（産業廃棄物処分、工事発生材処分）」がなされていない状況であった。このため、Dは、被告の社員に、廃材やガラ、くずを清掃・除去させ、発注者自ら「ルームクリーニング」「撤去工事（産業廃棄物処分、工事発生材処分）」を行った。

② 塗装工事未了

a 本件請負契約では、塗装工事は、「木部・天井塗装 オイルステン塗装及びオイルペイント塗装」である。したがって、壁について塗装が施工されていないのなら、本件請負契約に反するものである。

また、「ワックスがけ」が塗装工事の一内容として理解したとしても、原告は被告担当者 Y（以下「Y」という。）から「壁面に照り、ツヤがない」ことを指摘されてワックスがけを行ったのに、塗装はムラだらけで汚い状態であり、本件店舗に要求される高級クラブとしての雰囲気・質感を充たさないものである。

b 天井塗装につき、原告は、被告から、本件請負契約締結前に、本件店舗は本件工事後ナイトクラブである飲食店として使用されることを説明を受けていたから、本件工事後、本件店舗が営業を開始できるような状態にしなければならないことを認識していた。原告は、飲食店として営業をするためには天井コンクリート気泡の穴埋めをしなければならないことも理解していたのであるから、「天井塗装」には、天井の穴埋めを含めた見積りであったはずである。しかるに、原告は、天井の穴埋作業をまったくしていなかった。このため、被告は、市川保健所からも「この天井の塗装状態では、食品衛生法52条1項に基づく飲食店営業を許可することができない」と指摘された。

③ パーテーションの固定不良

本件店舗入口のすぐ右側にあるパーテーションは壁面から乖離しており、その乖離の幅はパーテーションと壁面との間には1円玉（厚さ1.5mm）が1枚落ちてしまうほどであった。また、同パーテーションは、左右にも横揺れし、その壁面と接する箇所の揺れ幅は、パーテーションと柱との間に1円玉が2枚重ねて入るほどである。

さらに、本件店舗のピアノの横にあるパーテーションは壁面の穴とまったくサイズが一致しておらず、壁面とパーテーションとの間に一見して明らかな空間ができている。原告が設置したパーテーション5箇所すべてが、同じ状態であった。

④ 壁面の木パネル張り未施工（契約内容と施工内容の齟齬）

原告は、Yから「木材を使用したい」、「木」を使用していた「K店」と同じにして欲しいとの要望を受けていたのに、あえて木製の「既成パネル材料」を使用せずに、MDFという素材の上に化粧紙を貼付しただけの「既成パネル材料」を示し、しかも、Yに示した「既成パネル材料」が被告の要望とは異なる材料であることを知りながら、あえて木製ではないことを秘匿して、さらに、内訳明細書には「木部」塗装と記載して、あたかも内装に木材を使用するとYを誤信させた。したがって、原告がMDFという素材の上に化粧紙（樹脂シート）を貼付した「既成パネル材料」を使用して、リフォーム工事をしたとしても、木製の「既成パネル材料」を使用していない以上、本件工事は未完成である。

（原告）

ア 請負工事の「完成」と、注文者と請負者による契約の目的物の「確認」とは無関係である。請負契約の仕事の完成とは、建築請負契約の場合は、「専ら請負工事が当初予定された最終の工程まで一応終了し、建築された建物が社会通念上建物として完成されているかどうか、主要構造部分が約定どおり施工されているかどうか」を基準に判断すべきものである。リフォーム工事に関する請負については、「請負工事が当初予定された最終の工程まで一応終了し、施工された物件が社会通念上施工済みの物件として完成されているかどうか、主要部分が約定どおり施工されているかどうか」を基準に判断すべきものである。具体的には、リフォーム工事后に、現にリフォーム済みの物件にて居住しまたは店舗を営業しているときには、当該請負工事は完了したといえる。被告は、本件工事后、直ちに飲食店の営業を再開しているのであるから、本件工事は完了している。

イ① ルームクリーニング及び解体撤去工事

原告は、本件工事において発生した廃材その他の産業廃棄物につき、産業廃棄物処理業者を本件建物の所在地まで赴かせて収集させるか、ま

たは原告自身がその産業廃棄物を原告店舗に持ち帰った上で、その店舗に収集に来た産業廃棄物処理業者に依頼するという方法で、廃棄処理をさせていた。このように、原告は、平成20年9月25日に本件工事を完成させるまでの間に、ルームクリーニングを終えている。

② 塗装工事

- a 本件請負契約の塗装工事の「木部・天井塗装オイルステン塗装及びオイルペイント塗装」における「木部」とは、「壁」ではなく、廻り縁や額縁のことであり、「木部」の「塗装」とは、この廻り縁等の塗装のことである。

壁については「既成パネル材料」を張ることが本件工事の内容となっていたが、この「既成パネル材料」は、大建工業株式会社製のスタイルキューブという壁材であり、既に塗装済みの製品である。スタイルキューブを張った上から塗装するということは、そもそも契約締結時に想定されていない。原告の担当者 X（以下「X」という。）は、スタイルキューブのサンプルを取り寄せた上で、実物を Y に見せて確認し、了解を得て施工に取り掛かり、「既成パネル材料」の施工を終了している。「K店」においても壁面の材料は木材化粧壁であり天然木は使用していない。

なお、ワックス掛けは、原告は、Y から「壁につやを出して欲しい」と指示されたため、ワックス掛けを行ったに過ぎない。

- b 本件店舗天井についての本件請負契約の内容は、工事以前に黒く塗装されていた天井をオイルステンにより白く塗装することであり、「天井の穴埋め作業」が本件工事の契約内容とされてはいない。

③ パーテーションの固定不良

原告は、本件店舗内に設置したパーテーションを固定している。

被告は、原告の本件工事終了後、パーテーションに関する工事を別途

に行ったと主張していたから、被告提出のパーテーションに関する写真が、原告の工事完了後、手が加えられていない状態のものを写した写真であるか否かは明らかではない。

仮に、被告提出の写真に写されたパーテーションが、本件工事完了直後と同一の状態のものであったとしても、上記写真に写ったパーテーションは、壁との間にわずか1.5mmの「乖離」があるか、または左右に力を加えるとわずか3mm程度横揺れするという程度のものである。しかも、同一箇所の写真である乙7号証の7の写真には存在する壁との間の「乖離」が、同号証の8には存在しないことに鑑みると、同号証の7の写真に写る「乖離」は、被告がパーテーションに力を加えたために生じたに過ぎないものである。

④ 壁面の木パネル張り未施工（契約内容と施工内容の齟齬）

②aのとおり、本件請負契約において、本件店舗壁面には、「既成パネル材料」を用いることになっており、原告は、Yにスタイルキューブのカタログ、サンプルを見せて確認し、その了解を得たうえで、当該部材にて施工している。このカタログには、スタイルキューブがシート化粧壁材であり、その仕様がMDFを基材として、表面が化粧紙（樹脂シート）を貼付した製品であることが明記されていた。

(2) 争点(2)

(被告)

原告は、本件工事を行う際、本件店舗内にある被告の所有物、占有物などを損傷させてはならない注意義務がある。

しかるに、平成20年9月中旬ころ、原告の作業員は、ピアノの上に麻袋とビニールを乗せ、その上に照明器具を置き、さらに、ピアノの屋根部分の上に立て作業をしていた。この直後にピアノの状態を確認したところ、ピアノの屋根部分の上に、マッチ棒2本分の長さの深い傷が3か所つき、横に長い線状の傷が2

本つき、さらに、ピアノの脚に、ちょうど台車が当たるような高さの位置にピアノの脚がえぐれるような傷が2か所ついていた。

(原告)

原告は、本件工事の際、本件店舗に存したピアノの屋根上には、布製のピアノカバー、カーテン2枚、さらにビニールシートと四重の覆いがあった。原告は、このような養生されたピアノ屋根部分に照明器具を置いたに過ぎない。ところが、被告がピアノの傷と称する写真についた傷は、鋭利なものを直に引きずったようなひっかき傷であり、かかる傷が上記のピアノカバー、カーテン2枚、さらにビニールシートで覆われたピアノにつくことは常識的に考えられない。また、脚部分に傷が付くなどということはあり得ない。

(3) 爭点(3)

(被告)

I店 請負契約に関し、次の瑕疵があった。被告は、原告に対し、請負契約に基づき、瑕疵担保責任と債務不履行責任を選択的に請求しうるが、引渡しを受けてから既に2年が経過しているので、債務不履行に基づく損害賠償を請求する。

- ① クロスの剥がれ
- ② カーペットの傷み
- ③ トイレのドア扉が低いため危険
- ④ 壁面ウッドパネルのたわみ
- ⑤ 花台テーブルの固定不良
- ⑥ 回り縁施工不良のため破損
- ⑦ 床の石割れ

(原告)

被告主張の瑕疵の存在は否認する。

民法634条から640条の瑕疵担保責任は債務不履行（不完全履行）の特則であり、被告は、原告に対し、債務不履行に基づく賠償責任を請求することはできない。

(4) 爭点(4)

(被告)

ア 本件店舗

① 回り縁工事	32万円
② 天井穴埋め跡再塗装	27万円
③ 全体養生・備品移動	26万円
④ クリーニング	28万円
⑤ 全体諸経費①	39万円
⑥ ピアノ再塗装	128万円
⑦ 客室パーテーション造作	86万円
⑧ 壁面木パネル造作	285万円
⑨ クリーニング	28万円
⑩ 全体諸経費②	35万円

イ I店

① クロス張替	60万円
② カーペット張替	45万円
③ トイレドア取替	38万円
④ ウッドパネル面改修工事	46万円
⑤ 花台テーブル解体	5万円
⑥ 回り縁木工事	89万円
⑦ 全体養生・備品移動	37万円
⑧ クリーニング	28万円
⑨ 床張替工事	188万円

(原告)

被告の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実及び証拠（甲1，2の①，7から11，乙7の①ないし⑯，8，9，証人X，同Y，同Z）によると次の事実を認めることができる。

(1) 被告は、バー・キャバレー・ナイトクラブを経営しているが、平成17年ころから、原告に対し、被告が経営する店舗である、L店、I店、M店 K店 の内装工事、リフォーム工事を依頼し、合計4000万円から5000万円を支払っていた。この工事の原告側担当者はXであり、被告側担当者はYであったものの、原告と被告との間ににおいて、施工について、手直し工事が問題となつたことはあったが、支払が問題となるようなトラブルはなかった。上記の4件の工事のうち、L店、K店はVIP指定であり、高級な雰囲気の店とすることが要望されていた。なお、K店 の内装工事は、総工事費1400万円であったが、このうち壁材は、木を薄くした木材化粧壁であり、材料費は全体で9万円であった。

(2) 原告は、被告との間で、平成20年7月ころから、Fビル3階のI店の店舗内などで、本件店舗のリフォームについて詳細に打ち合わせを繰り返した。本件店舗は、既に、飲食店であるナイトクラブとして営業を行っていた。

この打ち合わせにおいて、Yは、壁は木にしたい、高級にしたいと述べていた。Xは、壁材について、クロスではできない立体的な空間デザインが特徴であるスタイルキューブを提案した。スタイルキューブは、集成材MDFを基材とし、表面はシート材（紙）プリントで木目となっている部材である。Xは、その30cm四方の正方形であるスタイルキューブのカットサ

ンプルを取り寄せて、Yに示した。カットサンプルは、裏は、木目はなく白い板状となっており、手で触った感触もざらつきはなく、つるつるしていた。Xは、Yに対し、カットサンプルを示した際、人工的な製品であることを話し、製品のカタログも示したが、これには、スタイルキューブは基材はMDF（集成材）であり、その上のプリントされたものと記載されていた。XはYに対し、スタイルキューブの上から塗装はできないと説明した。スタイルキューブの材料費は、1ケース8500円、合計17万円であった。

天井については、YはXに対し、コンクリート打ち放しの黒色で塗られていたものを白色とすることを依頼したが、この際、コンクリート気泡の穴を埋めることは依頼はしなかった。なお、Xは、被告から受注して内装工事をした4件のうち、1件については、Yから、食品衛生法の許可を得ることを前提とすることを依頼され、これに沿うような工事をしたことがあったが、本件店舗については、Yから食品衛生法の許可を前提とする工事の話はなかった。もともと、Xは、サービス工事として、天井の大きな気泡の穴埋めは行った。

- (3) 原告と被告は、平成20年9月3日、本件請負契約を締結したが、本件請負契約書添付の約款には、「この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、打ち合わせシート等に基づいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。」（第1条2項）、「工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。」（第5条）の規定があった。
- (4) 原告は、平成20年9月4日に工事を開始したが、同月16日、原告が依頼した電気工事業者が、本件工事現場にあったピアノの屋根上に照明器具を置いた。ピアノはグランドピアノであり、カバーの上に、既存のカーテンを

二重に敷き、その上にビニールシートで養生をしていた。Yは、直ぐに、Xの抗議をし、ピアノの屋根を確認したところ、屋根に傷があることを確認した。Yは、同月17日、Yに、ピアノの傷は一つ1万円位かかる、100個あれば100万円支払うことになる、金を払うか同じ中古品を購入することを要求した。Xは、同月18日、電気工事業者と一緒にYに謝罪をし、請け負ったのは原告であることから、原告が対応すると述べた。Xは、同月18日、Yに対し、保険で対応すると話したところ、Yは、保険会社は査定、支払まで時間がかかると述べ、ピアノの対応をしないと工事を未完成として扱うと述べた。Xは、同月23日、予定されていた本件工事がほぼ完了したことを、Yの伝えたところ、Yから手直し事項を指摘された。この際、Yからピアノの件を質問されたことから、Xは、保険で対応したいと述べると、Yは、保険では対応が遅いと述べた。Xは、原告代表者と相談の上、同月24日、Yに対し、ピアノは保険で対応すること、工事代金を30万円値引きすることを伝えたが、Yは了解しなかった。

- (5) Yは、本件店舗の壁設置工事が完了したとき、壁につやが出ていないと感じたことから、Xに対し、壁にツヤを出すように指示をした。Xは、ワックスを塗ることを考え、スタイルキューブのカットサンプルの一部にワックスを塗り、ツヤが出ることをYに確認して貰い、施工済みのスタイルキューブの上から刷毛でワックスを塗った。
- (6) Xは、平成20年9月25日、Yから指摘事項の手直しも終了したと考えたことから、同日午後4時ころ、本件店舗内において、Yに対し、本件工事が終了した旨を告げた。この際、Yから、再度、ピアノの件はどうするのかと指摘されたことから、Xは、保険で対応したいが、傷は原告が付けていないものもあると述べた。これに対し、Yは、手直し工事は被告が行う、残代金は払わないと述べた。

(7) 被告は、本件店舗の営業を平成20年9月末ころに開始した。被告は、平成20年10月30日、市川市保健所に対し、本件店舗につき、食品衛生法の許可申請をした。市川保健所は、同月31日、本件店舗の天井は、コンクリート打ち放しであり、気泡の穴があることから、この穴を埋めるよう指示をした。被告は、同年11月6日までに市川市保健所の指摘事項について、手直しをし、市川市保健所から食品衛生法の許可を得た。本件店舗については、この許可以前に市川保健所は飲食店営業の許可をしていなかった。被告は、同年11月20日ころ、本件店舗について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条1項の許可申請をした。

2 争点に対する判断

上記認定の事実に基づき検討する。

(1) 争点(1)

ア 被告は、原告と被告とは、原告による工事が終了した際には、被告が目的物の完了確認することを合意しており、被告は原告に対し、本件請負契約締結前に、本件店舗は、I店よりも高級感のあるクラブとして、工事完了後営業を開始しようと考えている旨説明しており、原告もこれを了解していたのであるから、本件店舗の「完了確認」には、被告が要望する「高級クラブに相応しい高級感・質感を醸し出すまでの水準で工事を完了することができたか」及び「風営法の許可を取得できるレベルの工事を行っているか」を確認する必要がある、被告による完了確認は、この確認の意味が含まれるのであるから、被告が「完了確認」をしない限り、原告による工事は「完成」していないと主張する。

確かに、原告と被告は、本件請負契約を締結した際、契約書の約款により、本件工事が完了したときには、注文者と請負者が立会いのもと契約の目的物を確認することを合意している。しかしながら、この立会いによる確認は、工事目的物が契約に従って履行されているかを確認するためのも

のと解するのが相当であり、確認が未了であったからといって、工事が完成していないとはいえないと解される。そして、本件のようなリフォーム工事契約においては、当事者間に特約がない限り、契約により合意されたリフォーム工事の最終的な工程が終了していれば、工事が完成をしていると認めるのが相当である。

本件において、原告と被告は、本件請負契約において、本件店舗は、高級感のある店とすることを前提としていたとは認められるが、原告は、被告の要望に従い、壁工事、クロス工事、建具工事、ガラス工事、カーペット工事など工事内容を決め、この決定された工事内容の部材、建具、デザインによる工事工程を平成20年9月25日に終了したと認められるから、本件工事は同日に完成したと認めるのが相当である。

なお、原告は被告から行政上の許可を前提とした工事の依頼を受けてはいないこと、後記ウのとおり、本件請負契約締結以前に、被告は本件店舗が営業をしていたのに食品衛生法の許可が未了であると告げていなかったこと、天井についてはコンクリート気泡の穴埋めは工事内容にはなっていなかったことに照らすと、本件店舗の営業について、行政上の許可がなされ、原告がその確認をしなければ本件工事は完成しないと認めるることはできない。

イ X は、平成20年9月25日午後4時、本件店舗内において、Y の立会いを求めており、この時点において、廃材やガラ、くずなどがあったと認めるに足る証拠はない。すると、ルームクリーニング及び解体撤去工事未了との被告の主張を採用することはできない。

ウ 塗装工事について、被告は、本件店舗の壁も塗装の対象となる旨主張するが、本件工事における木部塗装とは、証拠（甲8、証人X）によると、廻り縁や額縁を塗装することであり、壁を対象とするものではないと認められ、被告の上記主張を採用することはできない。

壁のつやについて、Y は、本件店舗の壁設置工事が完了したとき、壁

につやが出ていないこと感じたことから、Xに対し、壁にツヤを出すように指示をし、Xは、スタイルキューブのカットサンプルの一部にワックスを塗り、ツヤが出ることをYに確認して貰い、施工済みのスタイルキューブの上から刷毛でワックスを塗ったものである。

本件請負契約において、本件店舗は、高級感のある店とすることを前提としていたと認められ、証人Z、同Yが供述するように、ワックスがけは、塗り損ないのような汚い状態であったと供述するが、被告から提出された写真（乙7の③、④、⑥、⑬）には、壁面の刷毛は認められず、てりはあることからすると、少なくとも、工事が完成していないとは認めるることはできない。

次に、被告は、天井塗装につき、原告は、被告から、本件請負契約締結前に、本件店舗は本件工事後クラブである飲食店として使用されることの説明を受けて、本件工事後、本件店舗が営業を開始できるような状態にしなければならないことを認識しており、飲食店として営業をするためには天井を整えなければならないことも理解していたはずであるから、「天井塗装」は、天井の穴埋めを含めた見積りであったはずであると主張する。

しかしながら、被告は、原告に対し、本件請負契約締結以前に、本件店舗について、食品衛生法の許可を得ていないと告げていたとは認められず、むしろ、本件店舗は、本件請負契約締結前も営業をしていたと告げていたと認められるから、原告において、被告が、新たに、食品営業法の許可を申請すると認識していたとは認められないこと、本件契約の対象は、「天井塗装」となっており、穴埋めを前提とするものとは認められないことに照らすと、被告の上記主張を採用することはできない。

エ パーテーションについて、証拠（乙7の⑦ないし⑨）によると、平成21年8月19日時点において、本件店舗入口付近にある壁に取り付けられたパーテーションが壁面に対し約1.5mmの隙間があり、水平方向に約3mmに動くこと、ピアノ

近くにあるパーテーションが壁面に対し、きちんと填め込まれていないことを認めることができる。

しかしながら、上記事実は、平成21年8月19日の時点のものであり、被告の工事に起因するものであるかについては、被告は、平成21年7月8日までは、パーテーションの再造作をし、固着工事を行っていたと主張していたものであることに照らすと、慎重に検討する必要がある。

しかし、パーテーションの不備に気付いた時点について、Zは、平成21年1月ころ、Yからパーテーションぐらつきの確認を依頼されたと供述し(乙9)、Yは、ZとPと壁面の塗り直しについて打ち合わせをしているときに、がパーテーションに手を置いた時に気付いた(乙8)、この塗り直しの検討の時期は、Zの供述によると同年4月ころ(乙9)というものであり、また、Yは、パーテーションは仮止めの補強工事はしてあると供述している。このように、パーテーションの不備に最初に気付いたのが、YかZなのか、その時期について、YとZは異なった供述をしていることに照らすと、原告が施工したパーテーション工事について、再造作、固着が必要なほどの瑕疵があったとまで認めることはできず、パーテーション工事の不備を捉え工事が未完成であるということはできない。

オ 被告は、本件店舗の壁について、木製の「既成パネル材料」を使用せずに、MDFという素材の上に化粧紙を貼付しただけの「既成パネル材料」を示し、しかも、Yに示している「既成パネル材料」が被告の要望とは異なる材料であることを知りながら、あえて木製ではないことを秘匿して、さらに、内訳明細書には「木部」塗装と記載して、あたかも内装に木材を使用するとYを誤信させたから、木製の「既成パネル材料」を使用していない以上、当該工事は未完成である旨主張する。

しかしながら、MDFは、基材は集成材であり、木材を原料とするものと認められるから木製と表示しても誤りとまではいえず、また、Xは、打ち合わせの

際に、カタログと共に、30cm四方のスタイルキューブのカット見本を見せており、このカット見本は、表面に木目がプリントされているが、裏は白色であり、天然木ではないことは明らかで、Yはこれを確認していること、Xは、スタイルキューブは色の変更はできないことを説明していたのであるから、Xが木製でないことを秘匿し、Yを誤信させたとも認められず、本件店舗の壁の施工に木製の「既成パネル材」を施工していないことを理由として、未施工であると認めることはできない。

力 以上によると、本件工事は、平成20年9月25日に完成し、原告から被告に引き渡されたと認めるのが相当である。

(2) 争点(2)

原告が使用していた電気工事業者が、平成20年9月16日、本件工事現場にあったピアノの上に照明器具を置いたことを認めることはできる。

この点について、証人Yは、原告が依頼した電気工事業者の行為により、ピアノの屋根部分の上に、深い傷が3か所、横に長い線状の傷が2本、ピアノの脚柱の2か所に傷が付いた趣旨の供述をし、同人の陳述書（乙8）にはこれに沿う部分がある。また、乙7の⑯及び⑰には、被告主張の傷が写っている。

しかしながら、乙7の⑯及び⑰は、平成21年8月19日に撮影された写真であること、平成20年9月16日にYと傷の確認をした証人Xは、ピアノの屋根部分の上に、深い傷が3か所、横に長い線状の傷が2本、ピアノの脚柱の2か所の傷については、同日、Yからこの傷の指摘を受けなかったと供述していること、当時、ピアノの屋根にはカバーがかけられ、その上に既存のカーテンを二重に敷き、その上にビニールシートで養生をしていたことに照らすと、証人Yの供述及び同人の陳述を直ちに採用することはできないというべきであり、他に、この点について、被告の主張を認めるに足る的確な証拠はない。

すると、被告が依頼した電気工事業者が被告主張の傷をピアノにつけたと

認めることはできない。

(3) 争点(3)

被告は、本件請負契約及び I店 請負契約にかかる瑕疵について、債務不履行に基づく請求をしている。

しかしながら、民法は、請負人の担保責任について詳細な規定を設け、目的物に瑕疵があつても請負契約は解除が制限され、目的を達することができないほどの重大な瑕疵でない限り解除ができないとされていること、担保責任の追及できる期間が制限されていることに照らすと、請負人の担保責任は一般原則である債務不履行責任の特則であり、仕事が完成したと認められる場合は、発注者は、請負人に対し、担保責任を問うことは可能であるが債務不履行に基づく責任を問うことはできないというべきである。

本件請負契約について、仕事が一応完成したことは前記のとおりであり、

I店 請負契約についても、原告は被告に対し、平成19年5月9日、リフォームを完成させて被告に引き渡したことは前提事実のとおりであり、証拠（証人Y）によると、I店 はその後、営業をしていたというのであるから、I店 請負契約について、仕事が完成していたことは明らかである。

すると、本件請負契約及び I店 請負契約について、被告は原告に対し、債務不履行の責任を原告に問うことはできないというべきである。

3 結論

以上によると、その余の争点について判断するまでもなく、原告の本訴請求は理由があるので認容し、被告の反訴請求は理由がないので棄却することとする。

よって、主文のとおり判断する。

千葉地方裁判所民事第2部

裁 判 官 菅 原 崇